

◇屋上緑化等補助金のご案内◇

◇ 屋上緑化等補助金に関する主な内容 ◇

申請について	屋上緑化・壁面緑化 <u>設置前</u> に必ずみどり課にご相談ください。 （設置後、工事途中の申請はお受けできませんのでご注意ください） 受付は年度で区切ります。 （申請書は4月1日から受付開始し、翌年の2月末日に工事が完了されるものについて受付します。また、その年度の予算額を超えた場合、申請をお断りする場合があります）	
補助対象者	○川口市内の <u>市街化区域内</u> に屋上緑化・壁面緑化を行う <u>建築物の所有者</u> 又は新たに建築し屋上緑化・壁面緑化を行う場合の <u>建築主</u> 。 ○ <u>市内業者（本市内に本社又は本店を置く事業者）</u> を利用する場合のみ補助対象とします。	
補助の条件	屋上緑化	1 屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が3㎡以上であること。 2 樹木又は芝・地被類・多年草を植栽すること。ただし、緑化する面積の1割以内はこの限りではない。（樹木・芝・地被類・多年草以外の植物は補助金の対象とはなりません）
	壁面緑化	1 公共的空間から不特定多数が視認できる壁面を緑化し、その面積が3㎡以上であること。 2 概ね均一な性状のつる性植物又は壁面緑化に適するものであること。
補助対象経費	植栽基盤の整備に要する費用（土壌・防水・防根・灌水・排水・縁材等）、植栽経費（一、二年草を除く）、調査費（荷重・防水等の調査に要する費用）	
緑化完了後の管理	5年以上継続して維持管理すること	
補助金の額	屋上緑化 壁面緑化	所要経費の2分の1又は1㎡当たり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方で、総額の上限は500,000円。

※ 既存の屋上緑化等を撤去して新たに緑化を行う場合は、補助金の該当になりません。

※ 川口市（川口市緑のまちづくり推進条例・同施行規則）及び埼玉県（ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例・同施行規則）の緑化計画の基準の範囲内として行う緑化部分は、補助対象事業となりません。

屋上緑化、壁面緑化は大切な建物に与える影響が大きいいため、建築物が荷重に耐えうるのか、防水・防根等の対策は万全か、など事前にご確認ください。



お申し込み・お問い合わせ
 川口市役所 都市計画部 みどり課 推進係
 住所 川口市三ツ和1-14-3
 電話 048-242-6335（直通）
 FAX 048-285-2003
 E-Mail 120.06000@city.kawaguchi.saitama.jp

裏面に手続きの流れを載せています。参考にしてください。

◇「屋上緑化設置補助金」手続きの流れ◇

※ 必ず、屋上緑化等を設置する前にみどり課にご相談ください。

※ 設置後の申請はお受けできませんので、ご注意ください。

事前相談・現地確認

※ご自分の物件が該当するのか、どんなものを設置したらよいのかなど、お気軽にご相談ください。（注意：市内業者を利用しなければ補助はできません。）

申請書の提出（お客様）

※申請書・案内図・緑化計画図・見積書の写し・工事前の写真を提出してください。

交付の決定（みどり課）

※提出された書類を審査して内容に問題がなければ交付の決定をします。
（交付決定通知書を送付します）

屋上緑化工事の実施（お客様）

※計画に基づいて屋上緑化の工事を行ってください。

完了報告書の提出（お客様）

※工事が終わったら、完了報告書・案内図・緑化竣工図・領収書の写し・完成写真を提出してください。

補助金の確定（みどり課）

※報告書の確認及び現地を確認して、問題がなければ補助金額を確定します。
（交付確定通知書をお送りします）

補助金の請求（お客様）

※交付確定通知書が届いたら、請求書・振込依頼書を提出してください。

補助金の支払い（みどり課）

※請求に基づき、お客様指定の口座に補助金を振り込みます。